

## 郡中中心拠点地区まちづくりワークショップ等支援業務外1件 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

この要領は、「JR伊予市駅周辺整備基本計画」に位置付けられた、各施設で構成するJR伊予市駅周辺のまちのデザインと、都市再生整備計画「郡中中心拠点地区(第Ⅱ期)」に整備する各施設の実施設計に係るデザインの統一感を確保しつつ、その作業を市民と協働して進める事を目的とし、公募型プロポーザル方式を活用して業者選定を行う事で民間のアイデアを活用し、より事業効果が得られることを期待するものである。

なお、本プロポーザルは2(1)に示す2業務を合わせて実施するものである。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名称

- ・郡中中心拠点地区まちづくりワークショップ等支援業務
  - ・郡中港駅前ポケットパーク実施設計業務(その2)
- (以下、2業務を総称して「本業務」と言う。)

#### (2) 業務内容

「郡中中心拠点地区まちづくりワークショップ等支援業務仕様書」及び「郡中港駅前ポケットパーク実施設計業務(その2)仕様書」(以下、「仕様書」と言う。)のとおりとする。なお、プロポーザルの結果最有力候補者となった者と企画提案書の内容について市と協議を行い、詳細な仕様書を調整し、契約に臨むものとする。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日までとする。

#### (4) 事業規模

提案限度額(消費税及び地方消費税を含む。)は、業務ごとに以下の金額を上限とする。

- ・8,600,000円(郡中中心拠点地区まちづくりワークショップ等支援業務)  
以内、かつ、8割以上とする。
- ・3,900,000円(郡中港駅前ポケットパーク実施設計業務(その2))  
以内、かつ、8割以上とする。

### 3. 参加資格

次の条件のいずれにも該当する法人又は複数法人の共同体(以下「コンソーシアム」と言う。)での参加であり、本要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

#### (1) 1つの法人が単独(以下、「単独事業者」と言う。)で参加する場合の要件

- ア 都道府県の「一級建築士事務所」の登録があること。
- イ 日本国内で同種・類似業務の実績を1件以上有すること。
- ウ 伊予市競争入札参加資格者名簿の登録業者であること。

(2) 複数の法人がコンソーシアムで参加する場合の要件

- ア コンソーシアムを構成する事業者（以下「構成事業者」と言う。）のうち、1者が代表事業者として本市に届け出ることとし、本プロポーザルへの申請以降の手続きは代表事業者が行うこと。
- イ 構成事業者の少なくとも1者が都道府県の「一級建築士事務所」の登録があること。
- ウ 構成事業者のうち1者以上は、日本国内での同種・類似業務の実績を1件以上有すること。
- エ 単独事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加する事は出来ない。
- オ コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することは出来ない。
- カ 構成事業者は、コンソーシアム協定書を締結すること。
- キ 構成事業者の少なくとも1者が伊予市競争入札参加資格者名簿の登録業者である事、かつ、その他の事業者も国や県または他の市町村で競争入札参加者名簿に登録があること。

(3) 単独事業者及びコンソーシアムに共通する要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- イ 公募開始から契約までに至る期間において、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）に基づく指名停止又は指名回避の期間中でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規程に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規程に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- エ 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。

(注) 同種・類似業務とは、鉄道駅及び周辺エリアを含む公共空間のデザイン検討及び監修、実施設計を言う。

4. 配置予定技術者の要件

- (1) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門）、技術士（都市及び地方計画）、及び一級建築士のいずれかの資格を有し、同種・類似事業に従事した実績を有すること。

- (2) 照査技術者は、技術士（都市及び地方計画）、R C C M（都市計画及び地方計画部門）又は一級建築士のいずれかの資格を有し、同種・類似事業に従事した実績を有すること。
- (3) J R伊予市駅周辺整備に伴う空間及び各施設のデザイン方針を担当するデザイン管理者は、技術士（都市及び地方計画）又は一級建築士の資格を有し、駅前広場等のデザイン設計や類似業務に従事した実績を有すること。
- (4) 管理技術者とデザイン管理者は兼務する事が出来る。

#### 5. 選定スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和6年4月22日
質問書の受付期間	令和6年4月22日～4月30日
質問書への回答期限	令和6年5月2日
参加表明書類の受付期間	令和6年5月9日
提案書類の受付期間	令和6年5月16日
プレゼンテーション	令和6年5月下旬（予定）
結果通知	令和6年5月下旬（予定）
契約締結	令和6年6月上旬（予定）

#### 6. 質問

この公募に関する質問は第1号様式により、下記のとおり受付先に電子メールで提出すること。電話・来庁などでの口頭での質問は受付ないものとする。なお、期限までに提出されなかった質問に対しては回答しない。

- (1) 受付期限 : 令和6年4月30日
- (2) 受付方法 : 電子メール
- (3) 受付先 : 産業建設部都市整備課 ([toshiseibi@city.iyo.lg.jp](mailto:toshiseibi@city.iyo.lg.jp))
- (4) 回答予定日 : 令和6年5月2日
- (5) 回答方法 : 市ホームページ

#### 7. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 : 令和6年5月9日 17時（必着）
- (2) 提出書類 : 「9. 提出書類 1～6」
- (3) 提出場所 : 伊予市産業建設部都市整備課
- (4) 提出方法 : 持参又は郵送等（持参の場合は9時～17時）

## 8. 提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和6年5月16日 17時（必着）
- (2) 提出書類：「9. 提出書類 7～10」
- (3) 提出場所：伊予市産業建設部都市整備課
- (4) 提出方法：持参又は郵送等（持参の場合は9時～17時）

## 9. 提出書類

下記の書類を提出する事。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書 (様式2-1又は2-2)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)ただし、伊予市競争入札参加資格を有する者は、伊予市に届出ている使用印鑑を押印すること。コンソーシアムでの参加の場合、伊予市競争入札資格を有しない者は、他の自治体での入札参加資格を証明する書類を添付すること。
2	事業者の概要(様式3)	
3	コンソーシアム構成表(様式4)	コンソーシアムの場合提出すること。
4	コンソーシアム協定書の写し	コンソーシアムの場合提出すること。
5	業務執行体制(様式5)	
6	業務実績(様式6)	
7	企画提案書	10. 企画提案書作成要領に基づき作成すること。
8	参考見積書	「郡中中心拠点地区まちづくりワークショップ等支援業務」「郡中港駅前ポケットパーク実施設計業務(その2)」それぞれの見積書を提出すること。 様式は自由とするが、作業内容の内訳が分かるよう明細書も添付すること。また、見積金額は、諸経費及び消費税を含むものとする。
9	参考資料	2、6、7の補足資料を添付のこと
10	借用申請書	

※正本1部、副本7部を提出すること。

### 10. 企画提案書作成要領

- (1) 業務に係る下記のテーマについて、それぞれ提案内容を記載すること。
  - ア 本業務の実施方針・スケジュールに関する提案
  - イ ワークショップの内容に関する提案
  - ウ その他任意テーマ

- (2) 提案書作成に必要な資料は、参加表明書及び借用書提出後に貸与する。資料は企画提案書提出時に返却すること。
- (3) 企画提案書の様式は自由とするが、用紙はJ I S A 3またはA 4サイズとし、文字サイズは10ポイント以上とすること。

## 1 1. 審査

- (1) 実施日時：令和6年5月下旬
- (2) 選定方法：書類及びプレゼンテーション審査  
発表時間：30分(1社につき説明20分とし、その後10分を質疑応答の時間とする。)  
発表方法：提出された企画書をもとに口頭で行うものとするが、パソコン・プロジェクター等の機材の使用も可。プロジェクターは市で準備するが、パソコンは持参するものとする。  
参加人員：各社4名以内とし、プレゼンテーションを行うものは、本業務に携わる責任者または担当者とする。

プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

- (3) 審査概要  
提出書類一式において別紙「評価基準書」に基づき公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた提案事業者を優先交渉権者として選定する。なお、提案事業者が1業者であっても、事業実施の適格性を審査し、その参加者を受諾候補者として選考する。  
※得点が60点に満たない場合は失格とする。

- (4) 選定方法  
参加者から提出された書類及びプレゼンテーションの内容を、市職員で構成する選定委員会により評価を行った後、各評価点の平均値を採用するものとする。なお、見積金額における価格評価点については一律に算出するものとし、各審査員とも同じ算出された評価点を用いる。

- (5) 優先交渉権者の決定  
選定された優先交渉権者は、本市と仕様書及び契約内容等を協議のうえ、本市の決定を受ける事により受託事業者となる。ただし、優先交渉権者との協議が調わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

- (6) 審査結果の通知  
審査結果については、全ての提案事業者に電子メールにて通知する。また、審査内容及び結果、その他プロポーザルに関して一切異議申し立てはできないものとする。

## 1 2. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領に違反があった場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備があったにも関わらず期限内に提出されなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

#### 1 3. 無効事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて必用書類が提出された場合
- (2) 提案限度額を超えた見積書、または提案限度額の8割未満の見積書を提示した場合

#### 1 4. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出のあった書類等は返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、必用な範囲において複製する事がある。

#### 1 5. 事務局

〒799-3193

伊予市米湊 820 番地

伊予市産業建設部都市整備課

TEL : 089-909-6360

FAX : 089-982-1234

メールアドレス : toshiseibi@city.iyo.lg.jp